

「いしかわ健康フロンティア戦略2024」(案)に対する
パブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和6年5月22日～6月21日
2 寄せられた意見 2者 16件

| NO | 意見の概要 | 県の考え方 |
|--------------------|--|---|
| (分野) 第1章 戦略策定の趣旨 | | |
| 1 | 日本の動向の背景として、WHOが新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略として提唱する「ヘルスプロモーション」(1986年のオタワ憲章で提唱し、2005年のバンコク憲章で再提唱)についても初めに言及し、その理念や考え方の概要を示すことが、この戦略への県民(特に関係者)の理解を深め、実現可能性を高めるためのよいのではないかと。 | ヘルスプロモーションの概念については、厚生労働省が定める健康日本21(第三次)の説明資料において言及されており、本戦略においても健康日本21(第三次)を受け、ヘルスプロモーションの視点に基づき策定しているものとなっております。 |
| (分野) 第2章 健康を取り巻く現況 | | |
| 2 | 3つのグラフについて、全国か石川県が明示していないため、題に明示して欲しい(P8、P9、P10)。 | ご意見を踏まえ、修正いたします。 |
| 3 | 「適正飲酒」という言葉は、アルコールの害は一定閾値以下ではない(あるいは少量の飲酒はむしろ健康によい)と誤解を与えがちであり、近年の医学的研究により、少量の飲酒でも健康に悪影響を及ぼす可能性が高いことが明らかになっている。「適正飲酒の普及」といった表現は、県民に医学的に誤ったメッセージを伝え、県民の健康増進に逆行し、また医療費の増加にもつながる。「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」上も「適正飲酒」の文言はなく、「適正飲酒」の使用を廃止すべきではないかと。(第4章も同様) | 第2章については、平成30年4月に策定した「いしかわ健康フロンティア戦略2018」の最終評価について記載しているものであり、策定時の表記である「適正飲酒の普及」という表現を使用しますが、第4章については、ご意見を踏まえ修正いたします。 |
| 4 | 成人年齢が18歳に引き下げられていますが、健康上の理由により、法改正で20歳未満の飲酒は継続して禁止されており、両者は異なるようになっています。誤解により18、19歳の飲酒を容認しない環境を維持するよう、修正すべきです。 本文中の「未成年者(20歳未満)」を「20歳未満」に、指標の「未成年の飲酒割合」→「20歳未満の飲酒割合」に修正ください。 | ご意見を踏まえ、年齢表記に変更いたします。 |
| 5 | 成人年齢が18歳に引き下げられていますが、健康上の理由により、法改正で20歳未満の喫煙は継続して禁止されています。「成人の喫煙率」や「未成年者の喫煙率」のままでは誤解を招くばかりでなく、法的に喫煙が禁止されている18、19歳の扱いが変わってしまい、目標達成の評価が甘くなってしまうと。指標の「成人の喫煙率」を「20歳以上の喫煙率」に、「未成年者の喫煙率」を「20歳未満の喫煙率」に修正してください。 | |
| 6 | 健康指標に関する地域差の改善は、興味深く意義ある分析であると思う。今後さらなる深い分析と対策を期待する。 | ご意見については、今後の施策を検討する上での参考にさせていただきます。 |
| (分野) 第3章 戦略が目指すもの | | |
| 7 | 「石川県自殺対策計画(案)」が漏れているので、「整合性を図る」関連計画として明記してください。 | ご指摘のとおり、「石川県自殺対策計画」を関連計画に明記するよう修正いたします。 |

| NO | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----------------|--|--|
| (分野) 第4章 戦略の内容 | | |
| 8 | <p>個人の対処だけでは「休養とこころの健康づくり」は不可能であり、職場の長時間労働やセクハラ・パワハラ等のハラスメントが、睡眠不足につながり、また働く人の心身や生命すら大きく蝕んでいることは、政府や各種の調査で明らかです。長時間労働やハラスメントの防止が相まってこそ、「休養とこころの健康づくり」が可能となるのではないかと。「職場における『ハラスメント防止や長時間労働の防止を進めることとし、』ストレスへの適切な対処法等の普及啓発を進めます。」と記載を変更して欲しい。</p> | <p>ご意見を踏まえ、石川県自殺対策計画と整合性を図り、「石川労働局や事業者団体等と連携し、職場におけるストレスへの適切な対応方法や長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止対策、パワーハラスメント対策などの取組を推進する」ことについて、記載いたします。</p> |
| 9 | <p>「タバコ病による早死にを無くするための取り組み」をよりいっそう進めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者の寿命は、我が国でも、男性で8年、女性で10年寿命が短くなるというデータが発表されている。当然に、健康でいられる期間（健康寿命、平均自立期間）も短くなる。禁煙推進と受動喫煙防止は、生涯の健康な生活と健康寿命をのばすためにも極めて重要な施策となる。 ・喫煙者にその危険性の周知啓発をお願いします。とりわけタバコの依存性を強め禁煙離脱を困難にしているメンソールなどの禁止が施策として必須なので我が国でも「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を国へ要請いただきたい。 ・喫煙者に禁煙を促し勧めるために、「禁煙治療の2/3助成」を自治体でもよりいっそう進めていただきたい（大阪市のようなアプリ活用も含め https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000318295.html）。 <p>治療薬のチャンピックスが現在入荷待ちとなっておりますが、今年秋以降には入荷の可能性があるようで、準備を進めていただき、「禁煙治療の受診者数の数値目標を市町村などで設けては」どうでしょうか。</p> | <p>たばこ対策については、喫煙が健康に及ぼす影響や禁煙治療等について、県ホームページ等で広く県民に周知するとともに、禁煙フォーラムをはじめとしたさまざまなイベント等の機会を捉え啓発に努めております。</p> <p>また、望まない受動喫煙を生じさせないため、健康増進法に基づく受動喫煙対策を徹底するとともに、リーフレットの配布等を通じ、広く県民に受動喫煙防止の啓発を行っております。令和6年度は、新たに世界禁煙デー及び禁煙週間に合わせ、金沢港のイエローグリーンライトアップを行い、県民への普及啓発を強化いたしました。</p> <p>今後も喫煙防止について啓発に努めるとともに、望まない受動喫煙が生じないよう取組を推進してまいります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策を検討する上での参考にさせていただきます。</p> |
| 10 | <p>「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の直近の調査でも、83.3%の人（喫煙者を含む）が受動喫煙の迷惑・有害性に怒っている。（以下の問3） https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-tabako/gairyaku.pdf ・健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げるべきで、屋内だけでなく、屋外の公共施設や、歩道（路上）、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、禁煙空間を広げていただきたい。 ・子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りの推進をお願いしたい。兵庫県条例のように。 ・2024年の5/31世界禁煙デーと禁煙週間の今年は、イエローグリーンのライトアップ（公共的なタワーや役所、公共施設、保健医療機関などを含め）による「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発が医師会や自治体で行われました。貴県と県内自治体などでも、次年度はご検討いただきたい。 <p>喫煙と酒は相乗的に悪影響を及ぼすとのエビデンスも多くあり、この啓発が必要かと思っておりますので、あわせての啓発などをよろしくお願いします。</p> | <p>たばこ対策については、喫煙が健康に及ぼす影響や禁煙治療等について、県ホームページ等で広く県民に周知するとともに、禁煙フォーラムをはじめとしたさまざまなイベント等の機会を捉え啓発に努めております。</p> <p>また、望まない受動喫煙を生じさせないため、健康増進法に基づく受動喫煙対策を徹底するとともに、リーフレットの配布等を通じ、広く県民に受動喫煙防止の啓発を行っております。令和6年度は、新たに世界禁煙デー及び禁煙週間に合わせ、金沢港のイエローグリーンライトアップを行い、県民への普及啓発を強化いたしました。</p> <p>今後も喫煙防止について啓発に努めるとともに、望まない受動喫煙が生じないよう取組を推進してまいります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策を検討する上での参考にさせていただきます。</p> |

| NO | 意見の概要 | 県の考え方 |
|---------------|---|---|
| 11 | <p>「最近1か月にストレスを感じた人の割合」という指標があるが、より医学的エビデンスが明確で適切な指標に置き換えるべきではないか。比較の上で必要なら、従来の指標に加え、より適切な指標とあわせて調査することが望ましいのではないだろうか。</p> | <p>「最近1か月にストレスを感じた人の割合」は「石川県自殺対策計画」と共通の指標としており、両計画で整合性を図る必要があります。</p> <p>いただきましたご意見については、関係部署等と情報共有し、適切な指標を検討する上での参考にさせていただきます。</p> |
| (分野) 第5章 推進体制 | | |
| 12 | <p>企業等の法的・社会的責任として、地域だけでなく、当然、従業員や顧客の健康を損ねることなく、むしろ従業員や健康を促進することが求められます。また、経済産業省は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(2022年9月)を定め、国内外における企業の一層の取組を促進しています。事業所、団体の取り組みに地域だけではなく、「従業員、顧客」の健康づくりについても貢献するよう追記してください。</p> | <p>事業所、団体の取組の1つ目「戦略に示された考え方等に基づき、事業所、団体の活動主旨にそって健康づくりを展開します。」に従業員、顧客への健康づくりが含まれております。</p> |
| (分野) その他 | | |
| 13 | <p>表紙に計画期間「令和6年度(2024年度)～令和17年度(2035年度)」を明記してください。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます。</p> |
| 14 | <p>奥付を付け、担当部署と連絡先(電話、メールアドレス、URL等)を示して活用されやすくしてください。</p> | <p>策定にあたっては、奥付を付けた上で発行いたします。</p> |
| 15 | <p>「いしかわ健康フロンティア戦略2024(案)の概要について、「未成年者の喫煙防止」を「20歳未満の喫煙防止」修正してください。</p> | <p>「いしかわ健康フロンティア戦略2024」の本文に合わせて変更いたします。</p> |
| 16 | <p>「いしかわ健康フロンティア戦略2024(案)の概要について、「④適正飲酒の普及」を修正してください。</p> | |